

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会許可基準等検討小委員会
産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG 許可基準等検討タスクフォース
「解体業、破砕業に係る許可基準等について（案）」に関する意見募集について

平成15年3月28日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
経済産業省製造産業局自動車課

昨年7月に成立した使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）については、平成16年末を目途に本格施行することを目指しており、現在、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会議において制度の詳細に係る検討が行われているところです。

そのうち、同法に基づく解体業、破砕業の許可基準及び再資源化基準に関しては、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会許可基準等検討小委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG 許可基準等検討タスクフォースの合同会議（座長：酒井伸一国立環境研究所循環型社会形成・廃棄物研究センター長）において昨年10月から検討が行われてきたところ、今般、計4回にわたる審議結果を踏まえ、解体業、破砕業に係る許可基準等についての案がとりまとめられました。

つきましては、本案について、広く国民の皆様から御意見を賜るべく、以下の要領でパブリックコメントを募集いたしますので、忌憚のない御意見をお寄せいただきますようお願いいたします。

特に、本合同会議における議論において、解体業、破砕業の許可基準等の設定にあたってはよく実態を踏まえることが必要、との認識が示されているところ、使用済自動車の解体、破砕を現に行っている皆様から、実態に照らした上での本案に対する御意見を頂戴いただければ幸いです。

< 意見募集要領 >

1. 意見募集対象

「解体業に係る許可基準等について（案）」

「破砕業に係る許可基準等について（案）」

環境省ホームページにも掲載しております。URL：<http://www.env.go.jp/info/iken.html>

参考資料「自動車リサイクル法における解体業、破砕業の扱い等について」及び自動車リサイクル法の概要等につきましても、上記のURLから御参照下さい。

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体等）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で、「環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室」宛に送付してください。（電話での意見は受付できませんので御了承ください。）

電子メールの場合（テキスト形式でお願いします）

電子メールアドレス：hairi-recycle@env.go.jp

件名を「自動車リサイクルに関する意見」としてください。

郵送の場合

〒100 - 8975

東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2

環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室内

赤字で「自動車リサイクルに関する意見」と記入してください。

FAXの場合

FAX番号：03 - 3593 - 8262

「自動車リサイクルに関する意見」と記入してください。

3. 意見募集期限

平成15年4月25日（金）17：00まで（必着）

4. お問い合わせ先

環境省廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 担当：土居、大井

TEL：03 - 5501 - 3153

5. 御意見の取扱い等

皆様からいただいた御意見は、合同会議における検討の参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、すべて公表させていただきます可能性があることを御承知おきください。

また、いただいた御意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予め御了承願います。

以上

自動車リサイクル法における解体業、破砕業の扱い等について

1. 自動車リサイクル法の目的

使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「法」という。）は、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図ることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものです。（法第1条）

2. 解体業、破砕業等の定義

法においては、以下のとおり定義されています。（法第2条第13項及び第14項、法施行規則第2条）

解体業：使用済自動車又は解体自動車（他者により解体された後の残存物）の解体を行う事業

破砕業：解体自動車の破砕及び破砕前処理（圧縮又はせん断）を行う事業

3. 解体業、破砕業の許可基準等

（1）許可の基準

解体業、破砕業を行おうとする者は、事業所所在地の都道府県知事又は保健所設置市長の許可を受けなければなりません。（法第60条、第67条）

都道府県知事等が行う許可の基準として、以下が定められています。（法第62条、第69条）

事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準（許可基準）に適合すること

一定の欠格要件（業の許可の取消しを受けて5年を経過しないこと等）に該当しないこと

（2）再資源化に関する基準

また、解体業者、破砕業者は、使用済自動車又は解体自動車の再資源化に関する基準として主務省令で定める基準（再資源化基準）に従い、使用済自動車又は解体自動車の再資源化を行わなければなりません（法第16条、第17条）。

これらの基準は、法の目的すなわち、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保を図る観点から定められることが必要です。

このほか、使用済自動車及び解体自動車は廃棄物とみなされ、その取扱いにあたっては、廃棄物処理法に基づく処分基準（廃棄物の飛散、流出、地下浸透等を防止するため必要な措置を講ずること等）に従うことが求められます。（法第121

条)

以上の各種基準の関係をまとめると、次ページのようになります。

今回の意見募集は、上記の許可基準及び再資源化基準を定めるにあたり、その案及び設定の考え方等について広く皆様の御意見を伺うものです。

解体業、破砕業に係る各種基準の関係

目 的	目的達成のために必要な行為に係る基準	業を行うための許可に関する基準		
廃棄物の適正な処理 使用済自動車等に係る	廃棄物処理法に基づく処分基準 【例】廃棄物の飛散、流出、地下浸透等を防止するため必要な措置を講ずること 等 <u>廃棄物処理法で規定済</u>	業を的確、継続して行うに足りる基準		欠格要件に 非該当
	再資源化に関する基準 【例】 (解体業) ・鉛蓄電池、タイヤ、廃油、廃液を分別回収するとともに、技術的経済的に可能な範囲で再資源化を実施すること 等 (破砕業) ・解体自動車をその他の破砕対象物と区分して破砕すること 等	施 設 【例】 (解体業) ・解体作業場の床面は鉄筋コンクリートで舗装され又はこれと同等以上の効果を有する措置が講じられていること 等 (破砕業) ・破砕施設が廃棄物処理法 15 条 1 項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には、この規定による許可を受けている施設であること 等	申請者の能力 【例】 ・解体、破砕の方法等を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知すること ・事業計画書又は収支見積書から見て業を継続できないことが明らかでないこと	【例】 申請者が業の許可の取り消しを受けて5年を経過しない等 <u>自動車リサイクル法で規定済</u>

(注) 網掛け は、今回定めようとする基準